

○農林水産省令第 号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十二号）第九条第一項及び第三項第九号、第十一条の二第一項並びに第九十一条の規定に基づき、農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確

保計画の認定等に関する省令（令和四年農林水産省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前				
(関係者に対する協力の求めの申出) 第八条の二 認定供給確保事業者は、法第十一条の二第一項の規定による申出をしようとするときは、様式第十二の二による申出書を農林水産大臣に提出しなければならない。 (取組の実施の支障時等の報告) 第十条 認定供給確保事業者は、法第十一条の二第一項の規定による申出をする場合を除き、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を報告しなければならない。 様式第一（第2条第1項関係） 1～5（略） 6 取組の実施体制 (実施体制図) (取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況) (以下の取組を行う場合にはチェックマークを記載) ☐供給確保計画の認定の対象とする取組の範囲にかかわらず、サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合、速やかに、農林水産省を通じて内閣官房国家サイバー統括室にサイバーインシデントの報告を行う。 7・8（略） 9 その他安定供給確保取組方針との適合性の確保に関する事項 <table><tr><th>項目</th><th>確保措置の内容</th></tr></table>	項目	確保措置の内容	(新設) (取組の実施の支障時等の報告) 第十条 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を報告しなければならない。 様式第一（第2条第1項関係） 1～5（略） 6 取組の実施体制 (実施体制図) 7・8（略） 9 その他安定供給確保取組方針との適合性の確保に関する事項 <table><tr><th>項目</th><th>確保措置の内容</th></tr></table>	項目	確保措置の内容
項目	確保措置の内容				
項目	確保措置の内容				

供給安定性	(略)	(略)
	<u>取組の実施に際して自組織内及び調達先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、セキュリティ対策関連制度の活用</u>	<u>(例)</u> ・「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」の★３又は★４の取得について検討するとともに、調達先に対する同制度の★３又は★４（調達先の実態に応じて認定供給確保事業者が判断）の取得推奨を行っている。 ・「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」を取得した【製品名を記入】を使用するとともに、調達先に対し、同制度のラベルを取得したIoT機器の使用推奨を行っている。 (具体的な措置)
	(略)	(略)

10・11 (略)

様式第十二の二（第8条の2関係）

関係者に対する協力の求めの申出書

農林水産大臣 名 殿

年 月 日

供給安定性	(略)	(略)
	<u>本計画に基づく取組を適切に実施するために必要なシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施</u>	<u>□サイバーセキュリティが適切に確保されるよう、組織の実情・規模に応じ「サイバーセキュリティ経営ガイドライン（（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン（IPA））や脆弱性診断の結果等を踏まえて、組織の実情に応じた適切な対応を講じている。（具体的な措置）</u>
	(略)	(略)

10・11 (略)

(新設)

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条の2第1項の規定に基づき、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるため、下記のとおり同条第2項の規定による措置をとるよう申し出ます。

記

1 供給確保計画認定番号 _____

2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等名
認定供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資等 _____

3 認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるに至った事由

--

4 措置の内容

--

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年 月 日）から施行する。